

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

株式会社シグマクシス・ホールディングス

2025年7月1日

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクシス・ホールディングス
代表取締役 太田 寛

当会社及び株式会社シグマクシス・インベストメント（以下「シグマクシス・インベストメント」といいます。）は、2025年5月8日付け吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、当会社がシグマクシス・インベストメントの権利義務の一切を承継する吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2025年7月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
シグマクシス・インベストメントの発行済株式全部を当会社が保有しておりますので、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
シグマクシス・インベストメントの発行済株式全部を当会社が保有しておりますので、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
シグマクシス・インベストメントは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
シグマクシス・インベストメントは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年5月20日付けで官報により公告し、かつ、同日までに知れている債権者に対し個別催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本合併は会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
本合併は会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。なお、当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 5 月 20 日付けで株主に対し電子公告を行いました。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 5 月 20 日付けで、官報及び定款所定の公告方法である電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は 2025 年 7 月 1 日をもって、消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を消滅会社より承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
当社は、2025 年 7 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
 - (1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本合併を行いました。
 - (2) シグマクシス・インベストメントは、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。
 - (3) シグマクシス・インベストメントは当社の完全子会社であるため、当社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行っておりません。また、本合併の結果、当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 5 月 9 日

株式会社シグマクシス・インベストメント

2025年5月9日

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクシス・インベストメント
代表取締役 柴沼 俊一

当社は、2025年5月8日付けで株式会社シグマクシス・ホールディングス（以下「シグマクシス・ホールディングス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、シグマクシス・ホールディングスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号・第3項）
当社がシグマクシス・ホールディングスの完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号・第4項）
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号・第5項）
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号・第6項）
 - (1) 吸収合併存続会社
 - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
シグマクシス・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生後のシグマクシス・ホールディングスの資産の額は、当会社から承継する負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のシグマクシス・ホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、シグマクシス・ホールディングスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、本合併後におけるシグマクシス・ホールディングスの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1

[吸収合併契約の内容]

吸収合併契約書

年 月 日

甲

住所 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号

名称 株式会社シグマクシス・ホールディングス

役職 代表取締役

氏名

乙

住所 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号

名称 株式会社シグマクシス・インベストメント

役職 代表取締役

氏名

<以下余白>

株式会社シグマクス・ホールディングス（以下「甲」という）と株式会社シグマクス・インベストメント（以下「乙」という）とは以下のとおり合意したので、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条 （合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社シグマクス・ホールディングス

住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社シグマクス・インベストメント

住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

第3条 （合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条 （合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条 （機関決定）

甲及び乙は、本契約締結日までに本契約を承認するために、甲においては経営会議決議、乙においては取締役会決議をそれぞれ経なければならない。

第7条 （合併承認決議）

- (1) 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約及び本合併について株主総会の決議による承認を受けることなく、本合併を行う。

(2) 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約及び本合併について株主総会の決議による承認を受けることなく、本合併を行う。

第8条 (会社財産の承継)

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第9条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

以上

別紙2

[シグマクシス・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等]

第17期（2024年度） 事業報告

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

株式会社シグマクシス・ホールディングス

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

わが国の経済は緩やかに回復していますが、米国の通商政策等による不透明感がみられます。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっています。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意が必要です。

このような環境の中、当連結会計年度、当社グループは様々な産業および企業の価値創造、社会課題を解決する新たな市場や事業の創出に取り組みました。コンサルティングサービスにおいては、デジタル経済下で企業が取り組むべき主要なトランスフォーメーションとして、生産性革命によって大幅な業績向上を実現する「デジタル・トランスフォーメーション」、新たな成長エンジンとなるビジネスモデルを成長市場で構築する「サービス・トランスフォーメーション」、経営プラットフォームを変革する「マネジメント・トランスフォーメーション」を掲げ、多様な能力を擁したプロフェッショナルが、企業の課題解決と新価値の創造、企業間を連携した新事業や産業の共創を推進しました。

当連結会計年度の業績並びに経営指標の状況は以下の通りです。

	第16期 (2024年3月期)	第17期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	22,410	26,293	+3,882	+17.3%
営業利益	4,232	5,638	+1,406	+33.2%
経常利益	4,338	5,876	+1,538	+35.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,232	4,394	+1,162	+36.0%

当社グループの当連結会計年度の売上高は、26,293,590千円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。売上原価は、14,561,835千円(前連結会計年度比17.4%増)となりました。旺盛な需要に対応し、外注費が増加いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、6,092,836千円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

売上高の増加により、売上総利益は1,721,770千円増の11,731,755千円（前連結会計年度比17.2%増）、営業利益は1,406,131千円増の5,638,918千円（前連結会計年度比33.2%増）となりました。経常利益は余資運用資産の売却益の寄与もあり1,538,671千円増の5,876,902千円（前連結会計年度比35.5%増）となりました。

税金等調整前当期純利益は5,819,546千円（前連結会計年度比34.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、4,394,662千円（前連結会計年度比36.0%増）となりました。なお、親会社株主に係る包括利益は4,197,729千円（前連結会計年度比33.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次の通りです。

（コンサルティング事業）

コンサルティング事業の当連結会計年度の業績は、顧客の旺盛な需要を背景に売上高26,209,427千円（前連結会計年度比18.0%増）、セグメント利益7,728,562千円（前連結会計年度比26.5%増）となりました。産業別では運輸、金融、情報通信、小売、商社、製造業を中心とした顧客への基幹システムのSaaS化支援、デジタル・トランスフォーメーション推進支援、新規サービス立上げ支援、各種規制対応支援などのプロジェクトが事業を牽引しました。プロジェクト満足度は97ポイントと高い水準を維持しております。

第17期 (2025年3月期)	コンサルティング 事業	投資事業
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
セグメント売上高※	26,209	263
セグメント利益又は セグメント損失(△)	7,728	△374

※セグメント間の内部売上高等含む

人財採用につきましては、当連結会計年度において経験者73名、新卒59名が入社しました。新卒社員の研修は順調に完了し、稼働を開始しています。2025年3月末時点のコンサルタント数は625名となりました。

なお、株式会社シグマクス連結子会社の株式会社SXFの全株式を譲渡いたしました。同社の業績はこれまでコンサルティング事業業績に包含して報告しておりましたが、今回の株式譲渡に伴い、2026年3月期以降は当社の連結対象から除外されます。

（投資事業）

投資事業の当連結会計年度の業績は、売上高263,669千円（前連結会計年度比23.7%減）、セグメント損失374,408千円（前連結会計年度はセグメント損失117,301千円）となりました。

当連結会計年度の新規投資は、2024年4月のシュッピン株式会社への約5億円のみとなりました。第2四半期に上場株式、第3四半期に非上場株式の減損処理を行いました。第3四半期までに投資先の一社の株式を全て売却し、売却益を計上しています。

以上の結果、2025年3月末時点の累計投資残高は評価差額を含め約37億円となりました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達は行っておりません。

3. 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

4. 企業集団の対処すべき課題

当社グループの中長期の成長イメージ「2030年3月期『ありたい姿』」の実現に向け、事業を推進してまいります。

2026年3月期、具体的には次の取り組みを行ってまいります。

(1) 高付加価値化

- お客様との価値共創の実現
- 先端テクノロジーの活用、知見共有等によるコンサルタントの生産性向上

(2) 顧客層の拡大

- 産業の専門性深化と拡大
- 顧客セグメントの多様化

(3) 優位性のある成長分野を伸長

- SaaS導入やAI領域でのさらなる成長

(4) 価値創造能力の向上

- 人財獲得力の強化
- 能力開発の加速
- 外部企業との提携

(5) 資本を活用した成長

- 投資機能を持株会社に吸収し、事業成長に向けたM&Aや業務提携を検討

5. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区分		第14期	第15期	第16期	第17期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	15,654	17,334	22,410	26,293
営業利益	(百万円)	2,759	3,235	4,232	5,638
経常利益	(百万円)	2,764	3,265	4,338	5,876
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,664	2,204	3,232	4,394
1株当たり当期純利益	(円)	19.81	26.16	38.31	51.93
総資産	(百万円)	14,656	14,461	18,295	19,740
純資産	(百万円)	10,302	10,878	13,193	14,272

(注) 1.当社は、2022年4月1日及び2024年12月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

2.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分		第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	9,632	5,833	5,226	7,554
営業利益	(百万円)	2,026	2,565	1,738	3,871
経常利益	(百万円)	2,099	2,612	1,823	4,161
当期純利益	(百万円)	1,260	1,870	1,702	3,144
1株当たり当期純利益	(円)	15.00	22.20	20.18	37.16
総資産	(百万円)	12,834	12,258	12,791	12,816
純資産	(百万円)	9,842	9,796	10,813	10,772

(注) 1.当社は、2022年4月1日及び2024年12月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

2.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

6. 主な事業内容 (2025年3月31日現在)

当連結会計年度、当社グループは、様々な産業および企業の価値創造、社会課題を解決する新たな市場や事業の創出を行いました。

コンサルティングサービスは、デジタル経済下で企業が取り組むべき主要なトランスフォーメーションとして、生産性革命によって大幅な業績向上を実現する「デジタル・トランスフォーメーション」、新たな成長エンジンとなるビジネスモデルを成長市場で構築する「サービス・トランスフォーメーション」、経営プラットフォームを改革する「マネジメント・トランスフォーメーション」を掲げ、多様な能力を擁したプロフェッショナルが、企業の課題解決と新価値の創造、企業間を連携した新事業や産業の共創に取り組みました。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社シグマクシス	200,000千円	100.0%	コンサルティング事業
株式会社シグマクシス・インベストメント	425,926千円	100.0%	投資事業
株式会社SXD	25,000千円	100.0%	情報サービス事業
株式会社SXF	30,000千円	100.0%	電子決済等代行業

(注) 1. 株式会社シグマクシスの連結子会社である株式会社SXFにつきましては、2025年4月1日付で全株式を譲渡いたしております。

2. 株式会社シグマクシス・インベストメントにつきましては、2025年5月8日開催の当社取締役会において、当社に吸収合併することを決議し、2025年7月1日付で吸収合併する予定です。

II 会社の現況

役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当
太田 寛	代表取締役社長	
柴 沼 俊 一	代表取締役副社長	
田 端 信 也	代表取締役CFO	
内 山 そ の	取締役	コミュニケーション&ケーパビリティ管掌
山 口 浩 明	取締役	
山 本 麻 記 子	取締役	
吉 田 真 貴 子	取締役	
中 原 広	取締役 (監査等委員・常勤)	
網 谷 充 弘	取締役 (監査等委員)	
小 見 山 満	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役山口浩明氏、山本麻記子氏及び吉田真貴子氏は、社外取締役であります。
2. 中原広氏、網谷充弘氏及び小見山満氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために中原広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役山口浩明氏、山本麻記子氏及び吉田真貴子氏並びに監査等委員中原広氏、網谷充弘氏及び小見山満氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月25日及び4月22日並びに2025年5月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次の通り決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が報酬委員会で審議され決定したものであることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

金銭報酬を固定報酬として、経営人材の確保、中長期的な企業価値増大を目的に、役位、職責及び会社業績等を総合的に勘案して決定する。

ロ. 業績連動報酬等がある場合、業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法に係る決定方針

当社が設定した信託が当社株式を取得し、以下の方法によって、各取締役に付与するポイントの数を決定し、業績連動型報酬として、当該信託を通じて当該ポイントに相当する当社株式を業務執行取締役に交付する。譲渡制限付株式報酬が支給される間は新たな追加信託は行わない。

i) 指標

- ① 連結売上高からプロジェクト外注費及び外部流出経費を減じた数値（ウェイト50%）
- ② 連結経常利益（ウェイト25%）
- ③ Net Satisfaction Index（ウェイト25%）

ii) 算定方法

基準ポイント付与数 × 業績達成率
上限付与ポイント：基準ポイント付与数 × 150%
達成率75%未満の場合は付与しない。

ハ. 非金銭報酬等がある場合、その内容及び額若しくは数又はその算定方法に係る決定方針

i) ロ.に定める業績連動型株式報酬並びに ii) 役位及び職責等を総合的に勘案して決定する譲渡制限付株式報酬を非金銭報酬とする。

二. 取締役の個人別の報酬等についてのイ.ロ.ハ.の割合に係る決定方針

i) 業務執行取締役

金銭報酬、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成し、その割合は、役位及び職責を勘案の上、企業価値増大に資するよう、バランスに配慮して決定する。

ii) 社外取締役

金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成し、その割合は、職責を勘案の上、企業価値増大に資するよう、バランスに配慮して決定する。

ホ. 報酬等を与える時期又は条件に係る決定方針

i) 金銭報酬

毎月

ii) 株式報酬

- ① 業績連動型株式報酬 毎年6月20日にポイントを付与
(譲渡制限付株式報酬に係る報酬制度を採用している間、新たな追加信託は行わないものとする)
- ② 譲渡制限付株式報酬 取締役会で決議（譲渡制限付株式報酬：株主総会終了後1ヶ月以内）

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

上記方針及び株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、報酬等の算定方法を決定し、個人別の報酬額を決定する権限を報酬委員会に委任し、決定事項は、委員間の協議の上、独立社外取締役から選定される委員長が決定し、取締役会に報告する。

<報酬委員会の構成>

委員長	中原 広	独立社外取締役（監査等委員）
委員	太田 寛	代表取締役社長
委員	網谷充弘	独立社外取締役（監査等委員）

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		金銭報酬	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	453,728 (39,000)	277,398 (39,000)	11,464 (-)	164,865 (-)	9 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	59,550 (59,550)	59,550 (59,550)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 (うち社外取締役)	513,278 (98,550)	336,948 (98,550)	11,464 (-)	164,865 (-)	14 (9)

(注) 1.業務執行取締役の報酬は金銭報酬 (業績に連動しない) 及び2種類の株式報酬①業績連動型株式報酬 (業績に連動する) ②譲渡制限付株式報酬 (業績に連動しない) で構成し、社外取締役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、金銭報酬 (業績に連動しない) のみとしております。

2.業績連動報酬に係る指標は、連結売上高からプロジェクト外注費及び外部流出経費を減じた数値、連結経常利益及びNSI (Net Satisfaction Index (プロジェクトのお客様満足度を調査し、100点満点 (最低は0) に指数化したもの)) を基本指標としております。それぞれ基本指標の達成率を50%、25%、25%の割合で反映し算出した業績評価指標達成率を用いて業績連動報酬を決定しております。当該指標を選択した理由は、主たる事業であるコンサルティングサービスにおける中長期的な業績の向上及び企業価値増大のために有効であると考えているためです。売上高からプロジェクト直接外注費及びプロジェクト直接経費を減じたものは、プロジェクトごとにお客様からいただく収益から外部に流出する費用を除いて会社に残る金額を管理するために最適であること、経常利益は外部視点での利益指標として重要であること、お客様満足度の評価指標であるNSI は今後のサービスの継続・拡大にとって重要な指標であるためです。

3.業務執行取締役の株式報酬は基準株数に業績評価指標達成率を乗じて算出しております (達成率75%未満の場合は株式報酬無し、上限は150%)。

4.当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は以下の通りであります。

売上高からプロジェクト直接外注費及びプロジェクト直接経費を減じたものの目標16,770百万円、実績17,210百万円
 経常利益の目標3,850百万円、実績4,338百万円
 NSI の目標90、実績93

5.当社の取締役の金銭報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年6月24日であり、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の金銭報酬額は、年額5億円以内 (うち社外取締役の金銭報酬額は年額6千万円以内) と決議いただいております。また、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) は10名 (うち、社外取締役は4名) であります。監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2019年6月26日であり、金銭報酬額は年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名 (うち、社外取締役は3名) であります。当社の株式報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年6月24日であり、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役除く、以下「対象取締役」) に対し譲渡制限付株式割当てのための報酬等として、年額4億円以内の金銭報酬債権を支給すると決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役は6名であります。

6.取締役会は、報酬等の算定方法を決定し、個人別の報酬額を決定する権限を報酬委員会 (委員長: 中原広監査等委員独立社外取締役、委員: 太田寛代表取締役社長、網谷充弘監査等委員独立社外取締役) に委任しております。報酬委員会に報酬等の算定方法を決定し、個人別の報酬額を決定する権限を委譲した理由は、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会 (委員長が独立社外取締役) で決定することにより、客観性や透明性を確保しているからであります。

◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の現況

1. 事業所 (2025年3月31日現在)

本店：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

2. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
コンサルティング事業	647名
投資事業	6名
全社（共通）	77名
合計	730名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名	2名増	45.4歳	8.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

3. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

会社の現況

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 288,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 89,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 6,452名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,134,400株	11.9%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	8,200,000株	9.6%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	8,044,520株	9.4%
株 式 会 社 イ ン タ ー ネ ッ ト イ ニ シ ア テ ィ ブ	7,920,000株	9.3%
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	6,585,000株	7.7%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	1,923,700株	2.3%
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 4	1,835,968株	2.2%
シ グ マ ク シ ス 従 業 員 持 株 会	1,620,700株	1.9%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ）	1,207,000株	1.4%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	1,183,464株	1.4%

(注) 1. 持株比率は自己株式（3,811,492株）を控除して計算しております。

2. 株式給付信託（J-ESOP）制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式1,207,000株及び業績連動型株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式275,520株については、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	192,000株	4名

(注) 当社は、2024年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
太田 寛	代表取締役社長	
柴沼 俊一	代表取締役副社長	
田端 信也	代表取締役 C F O	
内山 その	取締役	
山口 浩明	取締役	株式会社インテック 常務執行役員 社会基盤事業本部長
山本 麻記子	取締役	武蔵精密工業株式会社 監査等委員である取締役 弁護士法人TMIパートナーズ 弁護士 サスメド株式会社 監査等委員である取締役
吉田 真貴子	取締役	東海東京証券株式会社 監査等委員である取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役
中原 広	取締役（監査等委員・常勤）	株式会社ミロク情報サービス 社外監査役
網谷 充弘	取締役（監査等委員）	一橋総合法律事務所 パートナー弁護士 スタンレー電気株式会社 社外監査役 株式会社ハブ 社外監査役
小見山 満	取締役（監査等委員）	税理士法人麻布パートナーズ 総括代表社員 株式会社日東工器 社外取締役

- (注) 1. 取締役山口浩明氏、山本麻記子氏及び吉田真貴子氏は、社外取締役であります。
2. 中原広氏、網谷充弘氏及び小見山満氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 監査等委員中原広氏及び小見山満氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査等委員網谷充弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために中原広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 社外取締役山口浩明氏、山本麻記子氏及び吉田真貴子氏並びに監査等委員中原広氏、網谷充弘氏及び小見山満氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

	取締役会等における発言の状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会等への出席状況
社外取締役 山口浩明	株式会社インテックの常務執行役員社会基盤事業本部担当社会基盤事業本部長を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：12回中12回出席
社外取締役 山本麻記子	弁護士法人TMIパートナーズの弁護士を務められ、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：12回中12回出席
社外取締役 吉田真貴子	総務省情報流通行政局長、総務審議官、内閣官房内閣広報官を歴任した経験を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：12回中12回出席
社外取締役 (監査等委員) 中原 広	国税庁長官、理財局長、金融庁監督局参事官、信金中央金庫代表理事副理長等を歴任した経験を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会で、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。	取締役会：10回中10回出席 監査等委員会：10回中10回出席
社外取締役 (監査等委員) 網谷充弘	一橋綜合法律事務所のパートナー弁護士を務められ、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査等委員会：13回中13回出席
社外取締役 (監査等委員) 小見山 満	公認会計士及び税理士資格を有し、税務・会計に精通されており、税務・会計の専門家としての豊富な経験と深い知識を活かして、発言を行っております。	取締役会：10回中10回出席 監査等委員会：10回中10回出席

(注) 社外取締役中原広氏、小見山満氏は2024年6月25日開催の第16期定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数は10回であります。

②重要な兼職先である法人と当社との関係

- ・取締役山口浩明氏は、株式会社インテックの常務執行役員であります。兼職先は当事業年度末において持株比率7.7%の株主であり、直近事業年度における取引金額は同社の年間連結売上高の1%を超えません。
- ・取締役山本麻記子氏は、武蔵精密工業株式会社の監査等委員である取締役、弁護士法人TMIパートナーズの弁護士及びサスモ株式会社の監査等委員である取締役であり、各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役吉田真貴子氏は、東海東京証券株式会社の監査等委員である取締役及び株式会社フジ・メディア・ホールディングスの社外取締役であり、各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中原広氏は、株式会社ミロク情報サービスの社外監査役であります。兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）網谷充弘氏は、一橋綜合法律事務所のパートナー弁護士、スタンレー電気株式会社の社外監査役及び株式会社ハブの社外監査役であります。各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小見山満氏は、税理士法人麻布パートナーズの総括代表社員及び株式会社日東工器の社外取締役であります。当社は税理士法人麻布パートナーズより役務の提供等を受けておりますが、直近事業年度における取引金額は同社の年間連結売上高の1%を超えません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と締結した責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

(取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約)

本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,000千円

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額及び当該報酬に同意した理由

会計監査人作成の2024年11月6日付「監査及び期中レビュー計画概要説明」に記載のとおり、適正な監査品質を確保するための水準であると判断。また、代表取締役CFOから受領した4月15日付「FY24トーマツ監査報酬案」の監査品質に関する評価および提案報酬額も監査品質に対して妥当と判断。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当する場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、効率性、指導性等を総合勘案し、当社の会計監査人として相応しくない場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要及び当該体制の運用状況は、下記の通りであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録及びその他取締役の職務執行に係る文書を、適切な状態で、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理、保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

(運用状況)

文書管理規程に従い、各種重要会議体の議事録等を適切に記録・保存した。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては、当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、市場関連リスク、投資リスク、システムリスク、ブランドリスク、人財リスク、知財リスク及び事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針、体制及び手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

リスク管理基本方針、リスク管理規程に従って、主管部署において対応するとともに、経営会議等において、リスク管理実施状況の報告・協議を行った。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社事業の内容に則した人財育成と働く環境の整備に関する方針を踏まえた上で、毎年の事業計画を取締役会にて決定し、各部署は当該年度の事業計画達成のための戦略及び実行予算を策定する。

(運用状況)

事業計画は、経営会議による議論を経て取締役会において決定され、その内容は全社員に開示・徹底された。経営会議において計画と実績の差異分析がレビューされ、その要点が取締役会に報告された。経営計数予測の手法についても経営会議等にて改善審議が継続された。

- (4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、取締役及び使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、シグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針及びコンプライアンス組織・運営規程を制定する。
 - ② 当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、当社経営会議でチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役及び使用人に対して法令遵守意識を浸透させるべく、シグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針及びコンプライアンス組織・運営規程の周知徹底のため、研修の定期的実施等の活動を推進し、管理する。
 - ③ 当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反又はシグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針若しくはコンプライアンス組織・運営規程に照らして疑義がある行為若しくは事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。
 - ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
 - ⑤ 贈収賄の禁止及び贈収賄防止に向けた取り組みを宣言し、不正行為の発見と防止につとめる。

(運用状況)

経営意思決定における法的適合性は、必要に応じ外部専門家と相談しつつ担保した。法令、定款、取締役会規則等に基づく職務権限規程が定められており、それに従って運用された。

コンプライアンス行動指針が制定され、企業倫理ホットライン・外部弁護士事務所通報システムが運用されている。またコンプライアンス委員会等を開催し、運営をモニタリングしており、必要に応じて外部専門家と相談を行った。コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが経営執行者として統括し、重要事項は経営会議にて審議された。さらに全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

また反社会的勢力とは一切の関係を持たないレビュープロセスを実行した。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社及び関連会社に関しては、当社子会社及び関連会社ごとに当社内に管理担当を定め、定量情報及び定性情報の把握並びに役職員派遣、職務権限の制定及び議決権行使を通じて業務の適正を確保する。
- ② 当社は、当社子会社の取締役及び使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告又は当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。
- ③ 当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。
- ④ 当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、市場関連リスク、投資リスク、システムリスク、ブランドリスク、人財リスク、知財リスク及び事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針、体制及び手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

関係会社管理規程に基づき、株主総会での議決権行使、役員の派遣などにより、モニタリングを行いグループのガバナンスを確保した。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとする。

(運用状況)

監査等委員会補助者を1名配置している。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び実効性の確保に関する事項

監査等委員が指示した補助業務については、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮命令は監査等委員のみが行うとともに、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員の意見を聴取の上決定する。

(運用状況)

監査等委員会補助者の評価は監査等委員会の意見を加味して決定した。

- (8) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
- ① 当社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。
 - ② 当社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はシグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針若しくはコンプライアンス組織・運営規程に違反する行為等、当社若しくは当社子会社の業務若しくは財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項若しくはその他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合又は子会社の取締役及び使用人若しくはこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査等委員に報告を行うものとし、これらの者から当該事項の発見につき報告を受けた者も同様とする。
 - ③ 前号により報告すべき者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

（運用状況）

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、内部監査定例会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人等と面談あるいは意見交換等を実施した。

- (9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査等委員からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。

（運用状況）

監査等委員からの請求に基づき、適切に精算を行った。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員は、会社に対処すべき課題、監査等委員会の監査等の環境整備の状況又は監査上の重要課題等について、業務執行取締役、内部監査人、会計監査人又は子会社の取締役若しくは使用人などと意見を交換する。
- ② 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員が当社若しくは当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社若しくは当社子会社の業務若しくは財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

(運用状況)

監査等委員会は、監査等委員会のほか、監査等委員情報共有会、内部監査定例会、会計監査人との協議会を通じて、社内関係部署、内部監査人、会計監査人等との連携及び必要な情報共有等を行い、財務報告の信頼性を含む監査の実効性を高めた。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるために必要な内部留保とのバランスを保ちつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、2030年3月期までに配当性向を50%まで引き上げていくことを目標としております。

なお、当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、取締役会決議により1株当たり配当金として、21円とさせていただきます。

◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第17期（2024年度） 計算書類

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社シグマクシス・ホールディングス

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,266,580
現金及び預金	2,594,202
受取手形、売掛金及び契約資産	178,695
前払費用	169,673
その他	324,009
固定資産	9,549,712
有形固定資産	554,831
建物	373,760
工具器具備品	136,207
リース資産	2,246
その他	42,616
無形固定資産	324,354
ソフトウェア	244,887
ソフトウェア仮勘定	75,024
その他	4,442
投資その他の資産	8,670,525
投資有価証券	3,024,643
関係会社株式	400,000
長期貸付金	3,930,000
繰延税金資産	409,450
その他	940,777
貸倒引当金	△34,346
資産合計	12,816,292

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,379,294
リース債務	953
未払金	416,808
未払法人税等	293,329
預り金	31,032
賞与引当金	128,150
株式給付引当金	497,176
その他	11,844
固定負債	664,752
リース債務	1,643
株式給付引当金	329,981
役員株式給付引当金	75,789
資産除去債務	187,132
その他	70,204
負債合計	2,044,047
(純資産の部)	
株主資本	10,675,282
資本金	3,000,000
資本剰余金	2,516,524
資本準備金	1,250,000
その他資本剰余金	1,266,524
利益剰余金	8,922,560
その他利益剰余金	8,922,560
繰越利益剰余金	8,922,560
自己株式	△3,763,801
評価・換算差額等	96,962
その他有価証券評価差額金	96,962
純資産合計	10,772,245
負債・純資産合計	12,816,292

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		7,554,000
売上総利益		7,554,000
販売費及び一般管理費		3,682,384
営業利益		3,871,615
営業外収益		
受取利息	50,639	
投資有価証券売却益	204,888	
雑収入	48,439	303,967
営業外費用		
支払利息	167	
自己株式取得費用	4,523	
控除対象外消費税等	4,386	
投資有価証券運用損	4,957	
雑損失	174	14,209
経常利益		4,161,373
特別利益		
固定資産売却益	1,688	1,688
特別損失		
関係会社株式評価損	851,853	
その他	92,637	944,490
税引前当期純利益		3,218,571
法人税、住民税及び事業税	278,739	
法人税等調整額	△204,743	73,995
当期純利益		3,144,575

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,000,000	1,250,000	1,901,600	3,151,600	6,969,085	6,969,085
当期変動額						
剰余金の配当					△1,191,101	△1,191,101
当期純利益					3,144,575	3,144,575
自己株式の取得						
自己株式の処分			61,262	61,262		
自己株式の消却			△696,339	△696,339		
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	△635,077	△635,077	1,953,474	1,953,474
当期末残高	3,000,000	1,250,000	1,266,524	2,516,524	8,922,560	8,922,560

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△2,470,670	10,650,015	163,929	163,929	10,813,945
当期変動額					
剰余金の配当		△1,191,101			△1,191,101
当期純利益		3,144,575			3,144,575
自己株式の取得	△3,129,615	△3,129,615			△3,129,615
自己株式の処分	1,140,144	1,201,406			1,201,406
自己株式の消却	696,339	-			-
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)			△66,966	△66,966	△66,966
当期変動額合計	△1,293,131	25,266	△66,966	△66,966	△41,699
当期末残高	△3,763,801	10,675,282	96,962	96,962	10,772,245

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く） 定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年～39年

工具器具備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産除く）

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア 定額法 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

・株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社及び当社グループ会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、執行役員への譲渡制限付株式の給付に備えるため、取締役会で決議された株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

・役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社へのバックオフィス業務の提供料及び受取配当金等となります。契約内容に応じたサービスの子会社へ提供することが履行義務であり、バックオフィス業務等の提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税の会計処理及び開示並びにこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

- ・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役に対する業績連動型株式報酬は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理を行っております。

執行役員に対する株式報酬は、執務対象期間の執務結果に基づき執行役員に発生した金銭債権を現物出資し譲渡制限付株式を給付するものであるため、執務対象期間（事業年度）の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は給付見込み株式数、執務対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬は、対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として取締役に対する金銭債権報酬を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付するものであるため、対象期間の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は株式数、対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

(追加情報)

- ・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株式給付信託(J-ESOP)制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員(以下、「従業員」という。)に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当事業年度末690,752千円、また、株式数は当事業年度末1,207,000株であります。

・取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は経営人財確保のための報酬体系を整備するものであります。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は、当事業年度末75,932千円、また、株式数は、当事業年度末275,520株であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「未収入金」は818,598千円であります。

前事業年度まで区分掲記しておりました固定資産の「車両運搬具」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「車両運搬具」は15,065千円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「業務受託料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「業務受託料」は14,935千円であります。

前事業年度まで区分掲記しておりました特別損失の「固定資産売却損」及び「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「固定資産売却損」は81千円、「固定資産除却損」は56千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1)子会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	400,000千円
関係会社株式評価損	851,853千円

②その他の情報

関係会社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と実質価額とを比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行う方針としております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合は、翌事業年度以降の関係会社株式の評価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度に株式会社シグマクシス・インベストメントの株式について実質価額まで減額し、851,853千円の減損損失を計上しております。

(2)貸付金の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

長期貸付金	3,930,000千円
長期貸付金に対する貸倒引当金	34,346千円

②その他の情報

貸付金に対する貸倒引当金の計上の要否は、貸付先の財務内容を評価することにより判定しており、貸付先の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合には、個別に貸倒引当金を計上することとしております。外部環境の変化等によって、貸付先の財政状態等が見積と異なった場合は、翌事業年度以降の当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末の長期貸付金は全額が株式会社シグマクシス・インベストメントへの貸付金であり、当事業年度に34,346千円の貸倒引当金繰入額を特別損失の「その他」に含めて計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	642,242千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	490,917千円
② 長期金銭債権	3,930,000千円
③ 短期金銭債務	11,407千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	7,610,269千円
営業取引以外による取引高	66,110千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- ・当事業年度の末日における自己株式の種類 普通株式
- ・当事業年度の末日における自己株式の数 5,294,012株

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) 制度及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が保有する当社株式1,482,520株を自己株式として表示しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員株式給付引当金	23,881千円
譲渡制限付株式報酬 (役員)	110,352千円
譲渡制限付株式報酬 (執行役員)	258,835千円
その他	460,879千円

繰延税金資産小計 853,948千円

評価性引当額 △372,030千円

繰延税金資産合計 481,917千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	50,972千円
その他	21,493千円

繰延税金負債合計 72,466千円

繰延税金資産(負債)の純額 409,450千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱シグマクシス	所有 直接100.0	役務の提供 役員の兼務	バックオフィス 業務等(注1)	4,755,292	売掛金	170,918
				配当金の受取	2,700,000	-	-
			資金の援助 (注2)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	2,200,000 2,200,000 2,554	-	-
子会社	㈱シグマクシス・インベストメント	所有 直接100.0	資金の援助 (注2)	資金の貸付 利息の受取	510,000 46,085	長期貸付 金(注5) 未収入金	3,930,000 91,217
子会社	㈱SXD	所有 直接100.0	資金の援助 (注2)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	200,000 130,000 215	短期貸付 金 未収入金	70,000 9,147
役員及び その近親者	倉重英樹 (注6)	被所有 直接1.2	当社ファウン ダー名誉会長	自己株式の取得(注3)①	589,800	-	-
				ファウンダー名誉会長 業務の委嘱(注4)	144,000	-	-
	富村隆一 (注6)	被所有 直接0.7	当社会長及び 株式会社シグ マクシス取締 役会長	自己株式の取得(注3)②	362,950	-	-
				自己株式の取得(注3)③	492,802	-	-
				顧問業務の委嘱(注4)	69,300	-	-

(1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、業務内容を勘案して、交渉の上決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) ①2025年2月6日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は2025年2月10日の終値によるものであります。

②2024年6月26日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は2024年6月26日の終値によるものであります。

③2024年8月5日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は2024年8月21日の終値によるものであります。

(注4) 契約の内容に基づき、両者協議のうえ決定しております。

(注5) 子会社の長期貸付金に対し、34,346千円の貸倒引当金の計上をしております。また当事業年度において34,346千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注6) 退任した当社元代表取締役社長であります。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	128円69銭
1株当たり当期純利益	37円16銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度において、信託口が保有する株式1,207,000株及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式275,520株(期中平均1,873,031株)を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(注2) 当社は、2024年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数で1株当たり情報を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、2025年5月8日開催の当社取締役会において、株式会社シグマクシス・インベストメントを吸収合併することを決議し、2025年7月1日付けで吸収合併する予定です。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 株式会社シグマクシス・インベストメント

事業の内容

- ・株式、債券等への投資
- ・投資事業組合の財産運用及び管理
- ・企業経営及びM&Aに関するコンサルティング
- ・価値創造を支援する投資業務全般

② 企業結合日

2025年7月1日(予定)

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社シグマクシス・インベストメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)。

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併であり、株式会社シグマクシス・インベストメントにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会を開催いたしません。

④ 企業結合の目的

当社グループの成長戦略に基づき、足元のグロース市場の環境もふまえ、投資事業については事業を停止し、株式会社シグマクシス・インベストメントを当社に吸収合併することといたしました。投資事業でこれまで培った投資能力は、今後の当社グループの事業成長にむけたM&Aやお客様との共同出資等のための価値共創機能として、持株会社において活用することといたします。

⑤ 結合による割当内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株の発行及び金銭等の交付はありません。

(2) 取引の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

第17期（2024年度）

計算書類 附属明細書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

株式会社シグマクシス・ホールディングス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償 却 累計額	期末 取得原価
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形 固定 資産	建物	200,129	*1 279,998	*4 49,218	57,148	373,760	339,419	713,180
	車両運搬具	15,065	2,472	13,495	4,041	0	2,472	2,472
	工具器具 備品	58,085	*2 122,266	389	43,753	136,207	297,542	433,750
	土地	3,025	-	-	-	3,025	-	3,025
	建設仮勘定	-	39,591	-	-	39,591	-	39,591
	リース資産	5,136	-	-	2,890	2,246	2,808	5,054
	計	281,440	444,328	63,103	107,834	554,831	642,242	1,197,074
無形 固定 資産	ソフト ウェア	329,793	45,167	12,018	118,054	244,887		
	ソフト ウェア 仮勘定	34,635	*3 78,050	*5 37,662	-	75,024		
	その他	5,969	-	394	1,131	4,442		
	計	370,398	123,218	50,075	119,186	324,354		

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりである。

- *1 オフィス増床に伴う付属設備の購入等 158,656 千円
- *2 オフィス増床に伴う器具備品の購入等 122,266 千円
- *3 社内システムの開発費用 78,050 千円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりである。

- *4 付属設備の除却 44,964 千円
- *5 稼働に伴うソフトウェアへの振替 36,939 千円

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	千円	千円	千円	千円
貸倒引当金	-	34,346	-	34,346
賞与引当金	27,848	128,369	28,068	128,150
株式給付 引当金	680,652	437,440	290,934	827,158
役員株式 給付引当金	595,224	31,154	550,588	75,789

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額
	千円
役員報酬	501,813
給与手当	1,016,894
引当金繰入額	371,477
法定福利費	109,414
福利厚生費	35,314
地代家賃	344,123
レンタル料	21,892
減価償却費	239,410
旅費交通費	43,719
交際費	97,514
会議費	766
消耗品費	42,360
IT 費	395,136
業務委託費	206,802
租税公課	70,850
広告宣伝費	17,108
採用費	15,957
教育費	12,974
支払報酬	85,147
保険料	22,862
雑費	30,842
計	3,682,384

第17期（2024年度） 事業報告

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

附 属 明 細 書

株式会社シグマクシス・ホールディングス

兼職の状況の明細（2025年3月31日現在）

該当事項はございません。

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社シグマクス・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫 延 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 島 照 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シグマクス・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、第17期事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に従い、会社の内部統制部門、内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査しました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は、認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

令和7年5月8日

株式会社シグマックス・ホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤、委員長） 中原 広

監査等委員 網谷 充弘

監査等委員 小見山 満

(注) 監査等委員中原広、網谷充弘及び小見山満は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上